

## 第19回講義 参考資料

### 参考判例

- 1) 大判明43・7・6民録16輯537頁・P II 38 (移転登記請求権の保全と無資力要件)
- 2) 大判昭10・3・12民集14巻482頁・P II 52 (代位債権者に対する直接の給付請求)
- 3) 大判昭14・5・16民集18巻557頁・P II 51 (債権者の代位権行使による債務者の権利行使の制約)
- 4) 大判昭15・3・15民集19巻586頁・P II 36 (債務者に対する代位訴訟の既判力)
- 5) 最判昭28・12・14民集7巻12号1386頁 (債務者の権利行使後の代位の可否)
- 6) 最判昭29・9・24民集8巻9号1658頁・P II 39 (賃借権者の代位による妨害排除請求)
- 7) 最判昭38・4・23民集17巻3号536頁・P II 48 (建物賃借人による建物買取請求権の代位行使の可否)
- 8) 最判昭43・9・26民集22巻9号2002頁・P II 37 (時効援用権の代位行使の可否)
- 9) 最判昭44・6・24民集23巻7号1079頁・P II 49 (債権者代位権が行使できる範囲)
- 10) 最判昭49・11・29民集28巻8号1670頁・P II 42 (責任保険の代位と無資力要件)
- 11) 最判昭50・3・6民集29巻3号203頁・P II 40 (売主の共同相続人の1人による他の共同相続人に対する買主の移転登記請求権の代位行使の場合の無資力要件)
- 12) 最判昭55・7・11民集34巻4号628頁・P II 45 (財産分与請求権の代位行使の可否)
- 13) 最判昭58・10・6民集37巻8巻1041頁・P II 349 (慰謝料請求権の代位行使の可否)
- 14) 最大判平11・11・24民集53巻8号1899頁・P II 41 (抵当権者による妨害排除請求権の代位)
- 15) 最判平13・11・22民集55巻6号1033頁・P II 43 (遺留分減殺請求権の代位行使の可否)
- 16) 最判平17・3・10民集59巻2号356頁・P I 340 (抵当権に基づく妨害排除請求・参考判例)

### 共通到達目標モデル案 (修正案)

#### 第5節 責任財産の保全 (債権者代位権・詐害行為取消権)

##### 1 総論

- ◆責任財産とは何か、その保全がなぜ必要になるのか (債権者平等の原則を含む。) について、説明することができる。

##### 2 債権者代位権

- ◆債権者代位権とはどのような制度であって、その要件及び効果はどのようなものかについて、説明することができる。
- ◆債権者代位権の転用とはどのようなものであって、どのような場合に認められるべきであるかについて、具体例 (登記請求権保全目的での転用、不動産賃借人による所有者の妨害排除請求権の代位行使の場面など) を挙げて説明することができる。